

日高 ふみ

記

- ## 12 入札に付する事項

(1) 説明会 無
(2) 見本提出 無
(3) 内訳書提出 無
(4) 提出書類等 無
13 その他

13 その他

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 防衛装備品等調達システムの利用 | <p>本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和8年10月30日（金）9時30分から令和8年11月4日（水）18時00分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。</p> <p>なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。また、防衛装備品等調達システムにより難い者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和8年11月4日（水）17時00分までに防衛装備庁調達事業部輸入調達官付契約担当に「紙入札方式参加届」を提出すること。ただし、12時00分から13時00分までを除く。</p> |
| (2) 入札者に要求される事項 | <p>この一般競争入札に参加を希望するものは、必要な見積資料等（真正性等の確認ができるクォーテーション及びその他の資料）を、令和8年10月16日（金）18時00分までに提出しなければならない。見積にあたっては、仕様書の内容と適合した見積書を提出し、仕様書の内容に疑義がある場合は、速やかに防衛装備庁調達事業部輸入調達官付契約担当に申し出ること。また、入札日の前日までにおいて同資料等の内容の照会があった場合には、説明をしなければならない。</p> |
| (3) 端数処理 | <p>入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。</p> |
| (4) 下請負 | <p>現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるもの除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。</p> |
| (5) その他 | <p>本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については防衛装備庁調達事業部輸入調達官付契約担当（問い合わせ先：03（3268）3111内線35691）に照会のこと。</p> <p>落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を適用する。</p> <p>入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者としない場合がある。</p> <p>仕様書に示す製品の同等品で入札に参加する場合は、令和8年10月16日（金）18時00分までに防衛装備庁調達事業部輸入調達官に同等品確認願書を提出すること。</p> |